

モノを言ってはつきりしました！

「講習室の組合使用に参加者の申請は必要なし」

「講習室使用時のカメラ撮影はとがめない」

5月15日、分会から地本を通じて申し入れていた「申（関西地本第39号）」に対して、組合側と関西支社の幹事間で事前協議が開催されました。

協議の結果、業務委員会の開催は会社側の拒否により開催されず、そのこと自体は認めることは出来ませんが、会社施設を便宜供与して講習室を使用する際の問題を明らかに出来ました。職場で施設使用を申し込んだ時の管理者の対応は、いかにも組合行事に参加する組合員の名前を明らかにしないと便宜供与しないような対応でした。

組合行儀に参加する組合員が誰なのかや、参加人数などを組合に報告させること自体、組合運営への介入になる行為です。

百歩譲って、社員ならどこの組合が開催しているか、所属している組合かどうかに関係なく参加は可能だということです。そういった部分にも釘を刺したかった会社の思惑は、私たちの指摘によって崩れたということです。

また、当日、管理者が職場集会の開催前になって、カメラ（デジタル）撮影を禁止する言動を役員に向けました。講習室で集会を開催し、その後の情宣活動として写真を撮るのは当たり前のことですし、組織の団結と活動の強化を進めるために開催しているのであって会社が組合に対していかに信用していないのかがわかることになりました。このことも現場管理者の勝手な解釈であって、撮影を規制するものはなにもないことがはっきりしました。

講習室内の監視カメラの問題等、解決しない部分もありますが、黙っていても会社の筋書きどうりに進むだけであり、疑問や問題があれば明らかにしてモノをいうということが大切であるということが分かりました。

私たちは、今後も職場の問題にしっかり目を向けていきます。問題や疑問点がありましたら東海労の組合員・役員まで報告をお願いします。

共に改善していきましょう！